

土木森林環境委員会会議録

日時 令和2年9月30日(水) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後3時8分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 乙黒 泰樹
副委員長 向山 憲稔
委員 河西 敏郎 久保田松幸 桜本 広樹 流石 恭史
清水喜美男 古屋 雅夫 佐野 弘仁

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 大儀 健一 県土整備部理事 清水 敬一郎
県土整備部次長 入倉 博文 県土整備部技監 鶴田 仁
県土整備部技監 飯野 照久
県土整備部技監(砂防課長事務取扱) 岩館 知哉
総括技術審査監 渡井 攻 県土整備総務課長 雨宮 利之
景観づくり推進室長 深澤 修一 建設業対策室長 小泉 治明
用地課長 風間 浩 技術管理課長 矢野 昌
道路整備課長 秋山 久 高速道路推進課長 渡辺 和彦
道路管理課長 風間 辰也 治水課長 宮川 一郎
都市計画課長 若尾 洋一 下水道室長 岸川 浩
建築住宅課長 大澤 光彦 住宅対策室長 久保 正樹
営繕課長 久保寺 淳

森林環境部長 村松 稔 林務長 金子 景一
森林環境部次長 保坂 陽一 森林環境部次長 前島 斉
森林環境部技監 山田 秋津
森林環境部技監(森林整備課長事務取扱) 増田 義昭
森林環境総務課長 後藤 宏 大気水質保全課長 渡辺 延春
環境整備課長 河西 博志 みどり自然課長 石原 徳幸
林業振興課長 金丸 悟 県有林課長 小沢 武雄
治山林道課長 倉本 洋

議題 (付託案件)

- 第78号 公害紛争処理法第18条第1項の期間を定める条例制定の件
- 第82号 山梨県建築基準法施行条例中改正の件
- 第83号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関

係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

- 第84号 令和2年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
- 第88号 契約締結の件
- 第89号 契約締結の件
- 第90号 契約締結の件

- 請願第2-10号 道路予算の確保に関する意見書の提出を求めることについて
- 請願第2-11号 治水事業・砂防事業の予算の確保に関する意見書の提出を求めることについて
- 請願第2-14号 建設事業者に対する違約金の軽減に関することについて

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきもの、または採択すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、県土整備部、森林環境部の順により行うこととし、午前10時から午前11時44分まで、途中休憩をはさみ、午後1時から午後1時25分まで県土整備部関係、休憩をはさみ、午後1時35分から午後2時33分まで、途中休憩をはさみ、午後2時37分から午後3時8分まで森林環境部関係の審査を行った。

主な質疑等 県土整備部関係

※第82号 山梨県建築基準法施行条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第83号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(二拠点居住推進空き家活用事業費について)

桜本委員 よろしくお願ひします。

県土の11、二拠点居住推進空き家活用事業費についてお伺いをいたします。

久しく空き家率が全国ワーストということで、ある意味、注目されてきた県内の状況であります。今現在の空き家率というのは、全国的にみてどのような状況になっていきますか。

久保住宅対策室長 空き家率の状況という御質問でございます。空き家率につきましては、5年に一度実施される住宅・土地統計調査において公表されております。直近の平成30年度に行われた調査によりますと、本県の空き家率につきましては21.3%ということで、全国ワーストワンという状況になってございます。

桜本委員 5年に一度だということと、また県内においては観光地の別荘なども含まれてしまうということが、その原因の一つというようなことも指摘されているわけですが、昨年度から行っている市町村事業の改修補助事業と今回の事業の違いについて御説明ください。

久保住宅対策室長 昨年度の改修事業との違いということでございます。昨年度から行っている市町村に対する補助事業につきましては、空き家対策の実施主体は市町村でございます。しかしながら、市町村の財政も非常に厳しいという状況でございますので、財政負担を軽減し、効果的に空き家対策を進めるため、市町村が行います空き家の除却事業や、それから空き家の改修事業に対しまして、補助を行うものでございます。

一方、今回の補助事業につきましては、民間事業者が広域的に行う移住や二拠点居住につながる事業におきまして、活用の対象となった空き家の所有者に対して、県が直接改修費の補助をするものでございます。

桜本委員 ちょっと話を戻させてもらっただけけれども、具体的に21.3%という数字については、例えば27市町村を見て、どのような状況なのか。分析してみたデータを何かお持ちですか。例えば、都市部に非常に多いとか、農村部に著しいとか、あるいは首都圏に近い市町村のほうがふえているとか。これからの事業においては、ある程度今までの分析の中でつかんでおかなければならないという実態があるかと思えます。県としては、山梨全体を見た数値をどのように見えておりますか。

久保住宅対策室長 平成30年度に行われた住宅・土地統計調査で、全体では21.3%ということでございますが、各市町村の傾向を見ますと、一番多いのが北杜市になります。北杜市が43%ほどございます。それから、河口湖のほうで20%、笛吹、上野原というところで20%程度になってございます。また、甲府市においても21%というような数字で、割と甲府中心部もしくは郊外のほう、そういったところに空き家が多く存在するのではないかと考えてございます。

桜本委員 ありがとうございます。今の調査結果をもとに、市町村それぞれの独自の実態調査、過去に10年近くにわたって進めている空き家バンクの取り組みだとか、そういった市町村が今まで事業として蓄積した情報等もあるかと思うんですが、実態としては空き家バンク、空き家の情報を今どのくらい持っているのでしょうか。

久保住宅対策室長 空き家バンクの情報ということでございますが、今、市町村に登録されている空き家バンクにつきましては、約250件程度の情報が登録されてござい

ます。

桜本委員

250件ということで、今回1件当たり500万円で事業費が1億円とすれば、約20件に対する事業ということですが、この250件をその中で網羅できないのか。新たに空き家情報の収集ということで1,000万円を盛り込んであるようですが、250件では足りないのか。1,000万円をかけて情報収集する、あるいはこれからもっと開拓するという、そういったものが必要なのでしょうか。

久保住宅対策室長

ただいま調査の必要性ということで御質問をいただきました。先ほど申し上げておりませんでした、市町村の把握してきた空き家につきましては、悉皆調査を行いまして、約1万2,500件の空き家を把握してございます。しかし、この中には腐朽、破損が進んでおりまして立地も悪いなど、活用に不向きなものが実際に多い状況でございます。このうち、空き家の所有者が、空き家バンクへの登録など、賃貸や売却の意思を示しているものが、先ほど申し上げました250件程度ということになります。そういうことで、早期に活用できる空き家というものは、実際にそれほど多くないという状況でございます。

こうしたことから、これまで把握していない、例えば中に物が置いてある倉庫や、夏しか使わない別荘といった低利用の空き家につきまして、今回多くの情報を集めて活用していこうと考えてございます。

桜本委員

限度額が500万円ということで、総数では1万幾つもあった中でこれから絞り込んでいくのかと思うのですが、例えば上限が500万円というのと、例えば、水周りでお風呂や台所、トイレだとか、そういったものが絡んでくると、やはり500万円というような金額では、ある程度立地条件がいいとか、あるいは市町村においては、この辺に力を入れてもらいたいということで、根本的には移住や二拠点居住をこれから目指すという県の方針の中であるわけですが、例えばそれに、これは県事業として国からのお金をということでありますけれども、そこで例えば、市町村が、これはいい物件で、この物件に関しては非常に目玉として取り組みたいという考えの中で、市町村のお金をつけるというわけにはいかないのでしょうか。

久保住宅対策室長

今回、市町村が力を入れる事業につきましては、先ほど申しました昨年度補正予算で通していただきました活用に対する補助金がございまして、それに対して国と県で市町村が行う補助に対して一緒に補助をするという仕組みを持ってございますので、そちらのほうを活用していただくようなことになろうかと思っております。

桜本委員

そういった点がうまく回っていけば、公的なお金も1つに集中できるという、そういったものも出てきますので、うまくその辺が調整できるのであれば、そういったところを1件よりも2件、3件集中したほうがやはり目玉にもなってきますので、そういった配慮もまた県のほうで考えていく必要があるかと思っております。

続いて、この中で民間事業者との空き家活用ビジネスということで、民間事

業者が絡んでくるわけですが、いろいろな民間事業者の中でも、非常に昔からある会社、あるいは新規にこういった的を絞った新しいビジネスとして、県内では余りなじみのない事業者等が出てくるかとは思いますが、この認定については、どのような観点から絞っていくのでしょうか。

久保住宅対策室長 事業者の認定ということでございます。民間事業者の認定につきましては、空き家活用の事業計画をまず出していただきます。それで、内容に移住や二拠点居住につながる事業であるということ、それから広域的に複数の空き家の活用が見込まれる事業であるということ、さらに計画の実現性、それを行う人員体制、納税状況、資産状況といったものについて審査を行って、認定を行うこととしてございます。

桜本委員 民間のノウハウというか、ビジネスプランを活用するというは、これから非常に行政も、そこに注視していかなければならない。その中で、認定事業者に対して、この事業の認知を広めていくということについて、どのような事業の進め方を考えておいででしょうか。

久保住宅対策室長 認定事業者がなければ、この事業は進みませんので、やはり認定事業者をふやしていくということは必要でございます。このため、こういった事業があるということを県のホームページに掲載するとともに、市町村や不動産団体の窓口、それから東京都の有楽町にございます、やまなし暮らし支援センターといったところでも案内をさせていただくつもりでございます。

いろいろ調査をかけたところ、こういった空き家を活用したビジネスに取り組む民間事業者というものが幾つもございますので、場合によっては、個別に直接PRなどもしていきたいと考えてございます。

桜本委員 事業の進め方ということで、繰越明許ということで提出されているのですが、事業者の認定ですとか、空き家の情報収集、今度は改修という情報の中で、マッチングをしながら、最終的に決定をして住宅改修をするということになると、この9月の補正予算から最終的な完了までのスケジュール的なものを説明していただけますか。

久保住宅対策室長 事業のスケジュールということでございます。この事業につきましては、先ほど説明をさせていただきました、まず情報収集という作業が出てございます。この情報収集につきましては、これから委託をかけて広告代理店等を通して、情報収集作業の基礎となります、まず空き家を提供してもらう方をどうやって引き込むかというところからいきますので、まず、そういったドキュメンタリー番組などをつくりまして、まず情報収集、要は空き家を持っている方が、空き家を提供したいというような意識づけをしたいと思っておりますので、そういった作業を行ってまいります。

それと並行して、それができてきますと、情報が上がってきたものを管理をするような格好になりますけれども、そういった情報収集をした後に、空き家の所有者が意思を決定するまでには、どうしても時間がかかると思います。それで情報収集につきましても、年度を越してしまうのではないかと思います。

情報収集したものにつきまして、認定事業者が希望する空き家があれば、それを情報提供するわけですが、そこで今度は改修する方につきましては、補助は4分の3出ますけれども、4分の1は自分で出さなければいけませんので、そういった資金調達ですとか、事業の計画や設計といったものがかかってきます。工事につきましても、規模によっては、かかる工事と短く済む工事もごございますけれども、やはり年度内では厳しいという中で、来年度いっぱい工事はかかるという見込みで明許繰越の設定をさせていただいております。

桜本委員 最後に、これは空き家活用ビジネスということですので、先駆的に改修費の500万円という補助がなくても、山梨県内においては、やはりビジネスのやり方によっては補助をいただかなくても単独で民間事業者ができるようなプランをつくってもらいながら、広く山梨の空き家のビジネスとしての目玉になるようなことを、ぜひ目指して取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

久保住宅対策室長 二拠点居住ということが今騒がれている中ですが、山梨に多くの方が移住されますように、今回の事業をうまく活用しまして、それが1つのきっかけになって、ビジネスがほかのところに広がるような種まきといったことを考えてございます。今後とも空き家活用につきましては、積極的に取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

桜本委員 ありがとうございます。

(道の駅感染予防対策強化事業費について)

清水委員 県土の6ページの道路管理課のマル新、道の駅感染予防対策強化事業費。この件についてお尋ねいたします。

道の駅の取り組みということですが、不特定多数が使用するこうした公共施設の感染予防というのは極めて難しいと思いますけども、大変重要なテーマであると思います。何点かお尋ねいたします。

まず最初に、道の駅とトイレの数は必ずしもイコールじゃないと思います。果たして対象となるトイレの数は幾つあるのでしょうか。

風間道路管理課長 県内には、21の道の駅があります。そのうち、トイレや駐車場などを県が管理するものが5つ、国が管理するものが3つ、市町村等が管理するものが13個あります。県が管理する5つの道の駅におけるトイレの大便器の数ですが、63あります。

清水委員 今のお話で、県と国と市町村の管理がそれぞれあるということですが、これはどういう理由で、そういう区分けになっているのでしょうか。

風間道路管理課長 国と県が管理するトイレや駐車場は、整備するときに、道路管理者と市町村が一緒に整備するものでありまして、そういうものを一体型と呼んでいます。あとは、市町村が単独で全てを整備するもの、単独型というものがありますが、それで分かれております。

清水委員 今のお話だと、県管理が5つということですが、今回の予算はこの5つに対して計上されたものということですか。

風間道路管理課長 そうです。県がトイレや駐車場を管理する5つの道の駅に対して計上させていただいております。

清水委員 わかりました。そうすると、この約2,900万円は、5つに対して執行するということですが、この推進計画、このお金を使ってどれくらいのスケジュールでこれが達成できるのか。それが終わったら、これは100%になると思うのですが、その推進計画はどうなっているのでしょうか。

風間道路管理課長 今現在、県が管理する道の駅のトイレの大便器の数は63あります。そのうち36基が今、洋式化になっていますが、それを今回の補正予算におきまして100%にしていく。工期的には、来年度中に完成させたいと考えております。

清水委員 わかりました。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第88号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第89号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第90号 契約締結の件

質疑

桜本委員　この事業は、所管が産業労働部ということで、過去のこういった事例をみると、所管するところと担当する県土整備部の中で、例えばグラウンドの問題だとか、所管が違うことで過去にいろいろ不都合があったかと思います。

これから建物を管理する上で、所管についての対応というか、県土整備部と産業労働部との立ち位置というのでしょうか、どのように取り決めがされておりますか。

久保寺営繕課長　産業労働部からの建築工事に関する依頼を受けまして、設計から、所管課と産業技術センター所属とそれぞれ3者で打ち合わせをしまいいりまして、工事につきましても、連携をしながら整備を進めていくこととしております。

また、完成後、管理という面におきましても、完成後に使い方などといった点では連携しながら取り組んでいく予定でございます。

桜本委員　そういった意味ではなくて、現場の管理工程の中で、例えば1週間に一度とか、現場での管理とか、その都度打ち合わせがあるかとは思いますが、所管は産業振興課でしょうか、県土整備部と産業労働部との取り決め事項は明確になっているのですか。

久保寺営繕課長　具体的には、現場が始まりましたら、定例打ち合わせというものを行っております。そういったところに参加していただきまして、当然現地のほうでやりますので、施設側の主管課、もしくはセンターの職員といった者と定例打ち合わせ等を通じまして、打ち合わせをしっかりと密に行っていくこととしております。

また、予算にかかわる点等につきましては、事業課が主管課となりますので、その点も協議を進めながら事業を実施していくこととしております。

桜本委員　この地域というのは、豪雨災害で非常に危険度が増している地域ということも、私たちは承知しているところでありますが、そういった治水の関係では、西側には鎌田川という改修を進めている一級河川もあるんですが、その辺の対策については、どのような対策等が講じられているのでしょうか。

久保寺営繕課長　水害対策ということで、まず受変電設備、電気系統も非常に大事ですので、これにつきましては、地上から6メートルの2階部分に設置をさせていただきます。また、空調のエアコン室外機等につきましても、高さ10メートルほどになりますけれども、屋上の部分に設置をしているという状況でございます。

清水委員　今回の議案は、産業技術センターの中でも心臓部のところだと思います。この高度技術開発棟が移転するとなると、その移転のために空白の時間、空白の日時というのが必ず出る。それは山梨県の地場産業に影響が出ると、私は思うんですよね。山梨県内の各会社は、そこへ行っていろいろな試験をやるのです

けども、そういうところへの影響はないのでしょうか。

久保寺営繕課長 まず、既存の建物につきましては、稼働しながら工事を進めます。本工事が完成した後に引っ越しを行いまして、既存のほうは解体するということで、機械等の引っ越し期間が生じますけれども、最小限にするということで、継続して使えるよう進めていくこととしております。

清水委員 そこに行っているいろいろな仕事をしたいという会社に対して、問題点は全然ないのですか。整理はされているのですか。

久保寺営繕課長 本事業を計画いたしました際には、既存の敷地内におきまして連携を取りながら、敷地内の近いところでの増築をしまして、引っ越し等につきましても、一番短期間で行えることとなりますので、こうした計画を作成して事業を進めていくこととしているところでございます。

清水委員 今、地場産業を含めて、地域産業が日進月歩の技術革新をやっている、そのよりどころになるのが、この産業技術センターだと思うんですね。ですから、その辺の空白の時間をできるだけないような引っ越しをやるという、そういうスケジュールについて、ぜひ精度を上げていただきたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第2-10号 道路予算の確保に関する意見書の提出を求めることについて

意見

桜本委員 道路予算の確保に関する意見書の提出を求めることについて。本県におきましては、人や物の移動のほとんどが自動車交通に頼っております。道路整備の状況は十分とはいえ、昨年10月の東日本台風では、主要幹線道路の寸断によって、経済活動に大きな支障を来したところでございます。現在、橋梁やトンネルなど、既存の道路施設の老朽化も進んでおり、維持管理や更新に係る財政負担は、さらに大きくなっております。また、今後発生する可能性が高い南海トラフ地震、富士山噴火などの大規模自然災害に備え、県民の生命、財産と安全・安心を守るために、インフラの耐震補強や災害に強い道路の整備を、なお一層推進する必要があります。

災害に強い国土づくりや地方創生は、本県のみならず、全国的な視点に立って行うべきものであり、国に対し、災害に強い道路整備の推進を図るため、道路整備予算の確保を求めることは適当であることから、本請願は採択が適当であると思います。

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

※請願第 2 - 1 1 号 治水事業・砂防事業の予算の確保に関する意見書の提出を求めることについて

流石委員 治水事業・砂防事業の予算の確保に関する意見書の提出を求めることについて、理由を述べさせていただきます。

昨年 10 月の令和元年東日本台風、それに、ことし 7 月の豪雨により、多数の河川氾濫、土砂災害が発生いたしました。それから、本県は急峻な地形と脆弱な地質構造により、河川の氾濫や土砂災害のリスクが高いことから、近年、気候変動等の影響により、ますます激甚化、それから頻発化している全国の水災害の状況を鑑みると、いつ発生するか、わからない水災害に対し、積極的に備えることが重要であるということです。

もう一つは、県民の生命、財産を守り、安全・安心を確保する県土づくりは、特定の地域に限るものではない。

よって、国に対し、防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策の整備を含めた河川、砂防施設の整備や財源確保等を求めることは適当であるということです。

については、本請願は採択が適当であると、私は思っております。

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

※請願第 2 - 1 4 号 建設事業者に対する違約金の軽減に関することについて

意見

向山副委員長 今回の請願に関しましては、委員会の中に峡東地域の委員、また地域の紹介議員の方がいらっしゃる中で、自分のほうで意見を述べさせていただきます。

2011 年 4 月に公取委員会の排除措置命令が起きてからの長い期間でしたけども、今回のこの違約金の軽減に関することについては、3 つポイントがあると思っています。

1 つは、今回の請願の提出者が峡東 3 市の商工会であるということです。これは山梨、笛吹、甲州の 3 商工団体ということで、加盟団体数は 3, 200 団体、3, 200 社を超えることとなります。前回の 2011 年の指名停止期間短縮については、当時の資料を見ても、甲州市商工会、甲州市議会、JA ふえふきということで、商工会全体からの提出ということではありませんでした。しかし、今回のこの峡東 3 市の 3, 200 社を超える会社の皆さんの総意で、この請願が出されていること。また、請願の中にもありますけれども、建設業協会による反省文の中には「法令違反及び県民の信頼を裏切った行為に対する厳

正な処分として当然のものであり、猛省のほかはございません」「措置については真摯に受ける」という建設業協会の意見を踏まえた上で、商工団体としてはその違約金の軽減については県に請願をしようということで、今回出されたものだと承知をしています。

2つ目は、今回の紹介議員が、峡東地域の6人の県議会議員全てとなっているということです。2011年に関しましては、7人いる県議会議員のうち5人の紹介議員にとどまりましたが、今回は党派・会派を超えて6人全員が紹介議員ということで、言うならば、商工団体及び県議会議員、峡東地域の民意の総意として今回請願が出されたものだとすることを、他地域の県議会議員である私も含めて、その部分は大いに尊重し、また受け入れなければいけないと思っています。

3点目は、今回の請願については、コロナ禍におけるこの現状があるということです。これは、商工団体等の調査によると7割以上が影響を受けている状況の中で経済的問題、倒産等がないように、経済不況が起きないように、経済的な悪影響がないようにということで、商工団体の意見が出されたものだと考えています。

以上の3つのポイントを踏まえると、2011年の指名期間の短縮等のときに、批判の意見、また県民の不信感等があった部分を差し引いたとしても、今回の請願については採択をするべきだと考えます。

一方で、請願の中にもありますように、この峡東地域の民意をしっかりと受けとめた上で、県には、県に与えられる損害を合理的に推定考慮して、県民の理解を得るような判断を下していただきたいと思います。

さらに、前回の2011年のときに、有識者の方からあった部分として、当時は指名停止ですけれども、指名停止等は企業を倒産に追い込んだり、雇用不安や失業者をふやすことが目的ではない。経済に悪影響が生じているのであれば、選択肢としてその可能性はある、と。一方で、措置については、談合の再発防止という面では何の担保も得ていないというような指摘もありました。

今回の請願を判断する上では、この反省文も出ていますけれども、過去のそうした指摘も踏まえて、二度とこうしたことが起きないように担保をしっかりと業者とまた協会と結びながら、県が適切に判断すべきだと考えます。

以上のことから、今回の請願については、商工団体及び峡東地域の議員の皆さん、それぞれの民意を酌んで、採択をするべきだと考えます。

古屋委員

請願第2-14号、建設業者に対する違約金の軽減に関する請願について、一言、紹介議員という立場を含めて申し上げたいと思っております。

今、向山委員から、経過を含めて、請願賛成の立場で御意見を述べられました。これは、私が市議会議員になった9年前の、いわゆる独禁法違反に関する事件であります。平成18年4月から平成22年3月にかけて土木工事に関する談合事件がありまして、それを当時の石和支部や塩山支部の事業者がやりまして、ここにいる方は御存じだと思いますが、最高裁まで闘いまして、昨年の秋に結審しました。独禁法違反に関する指名停止の措置がとられ、県議会の中でも陳情などが行われる中で、1年から2年の指名停止期間を7カ月から9カ月に短くしたという、経過もございました。

今回は、請負契約に基づく請負金の約20%を、この違約金として請求され

ている。その内容をコロナ禍で軽減あるいは払い方の方法を考慮してほしいという、このような内容であります。

言うまでもなく、大変重い事件、重い内容でありまして、誠実に契約を履行する義務を守らなかったために発生したものだと思っております。

確かに、金額として負担は大きいわけでありまして、金額の大きさは責任の重さと、これは自覚すべきだと思います。

2つ目として、法令遵守。これは言うまでもなく、社会的に有することを、当該者はきちっと再認識すべきだと思います。厳正にこのことを受けとめ、二度とこのような事件を発生させないこと、そして再発防止の徹底に努めること。このことが大前提にあるわけであります。

県民目線からこの請願を見た場合、本当にこんなことでいいのかというような気がするわけでありまして、今のこの社会的情勢を見た場合、新型コロナウイルス感染症の状況がまだ山梨県内においても収まっていない。経済が冷え込んでいる。雇用の問題も、さまざまな場面から大きな課題となっている。こういったことを考慮した場合、私たち県政に携わる議員として、企業はもちろん責任の重さを感じるわけでありまして、ここで働いている労働者、生活者、そういう人たちがしっかりと生活できる、そういったことも一方では考えていかなければならないと思います。

そういった立場から、今回の請願についても、苦渋の選択ではありますけど、私はこの軽減については、一定程度受けとめ、そしてこの2つ目に書いてある払い方についても、県も考えていただき、事業の存続、そしてそこに働く人たちの生活をしっかりと守っていく。そういう立場で、この請願については採択すべきだと、このように思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

また、請願が通った後については、行政の立場から県民目線に基づいて、やっていただきたいということをつけ加えまして、私の意見とさせていただきます。

佐野委員

本件請願のそもそもの談合についてなんですが、これは最高裁、司直の裁定では認定となっております。その上で、関連した契約の取り交わし上の罰則の猶予期間等について、請願のとおり再考を望みたいと思います。

平成26年山梨県、この大雪被害の折、私は甲府市議でしたけれども、市民から除雪を何とかしてもらいたい、救急車が病人も搬送できずに大変だという連絡を多数いただきました。しかし、市内建設業者で、すぐにこの除雪をできる専用の車両を保有する企業は多くはありませんでした。その中、いち早く平和通りを初め、甲府市内の幹線道路の除雪をしてくれたのが、この峡東の建設業の方々でした。大雪の中、甲府まで来て雪かきをしてもらったことは、決して忘れられないことでもあります。

また、その後も、地元での河川氾濫への対応など、無私の社会貢献も地道に行われている実態も確認されております。犯した罪というか、悪いことをしたことは決して許されるものではございませんけれども、罪滅ぼしの反省の心根は行いにあらわれることであり、その後、反省しているという行動には、一定の評価ができるものと考えられると思います。

また、談合の罰として、必ずしも対象となる中小企業の方々の生活が立ち行

かなくなることを決して了とするものではありません。既に何社か廃業・倒産している事実をしんしゃくし、窮状を鑑み、生活の営みを守らなければならないのも、またこれは政治の役目ではないかと思えます。検討してもよいだけの現状や、相応の時間も経過していることにより、再考するにも蓋然性は持てるものだと思います。

県におきましては、もう一度、同規模、類似団体、自治体での契約上の罰則内容などを改めて調査していただいて、刑量ではありませんけれども、当該事件へのペナルティーについては、二度と起こさせない罰則の強化とともに、再発防止策をさらに強化した上で、現状の罰則金、分納などの猶予策を含め、検討していただきたいと思えます。

以上のことを確認させていただいて、本件請願は採択が願意妥当だと考えております。

流石委員

結論を申し上げますと、私自身の考えは、やはり最終的には賛同せざるを得ないという部分があります。峡東地域の県議会議員がいらっしゃいますが、峡東地域の民意だと私は思っております。それはなぜかといいますと、私どもはやっぱり4年に一度洗礼を受けて、選挙というものを通してまいります。その際、私どもの地域、南都留、富士北麓地域とは、やっぱり余り関係がないといえられないような、あるような、そんな感じでございます。そういうことを鑑みても、やはりこの話は虫のいい話だなと、私は内心そう思っております。

そうはいっても、峡東地域の県議会議員のことも考えると、やはり雪かきや土砂災害で協力してもらわないといけない部分もあるのだろうなと思っております。その請願の中に、「コロナ禍において」という文章もあります。しかし、一般の人々もこの新型コロナで苦しんでいる方はいっぱいいると思っております。また、違う分野の産業界もいっぱい苦しんでいるということでございます。

私は、そういう一般の県民の皆さんの意見もここで述べさせていただいて、最終的には賛同いたしますけれども、ぜひ二度とないよということと、それからほかの地域に波及してもらいたくないということも考えていただいて、私の意見といたしたく思います。よろしく願いいたします。

清水委員

この案件は、最高裁の判決にそぐわないということがすごく重いことだなと思えます。

しかし、今までの意見も考えますと、私は一番重要なのは再発防止をどうするかという、そこだと思うんですね。こういう案件は、時間がたち、日時がたつと、また同じことが繰り返される。これは世の中の常です。ですから、その再発防止策とは何なのかと、そこが明確にならない限り、これはまた出ると思うんですね。

したがって、再発防止策の明確化、本当にみんなが納得できるような再発防止策、こういうものをしっかりと構築していただきたいと思えます。

最終的には、この請願は了とすると、私は思いますけど、ぜひその再発防止策、これは難しいと思えますが、これができないとまた同じことを繰り返すことはまず間違いないと思えますので、しっかりとお願いしたいと思えます。

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(リニア駅周辺の都市計画について)

向山副委員長 所管事項の質問ということで、山梨県と甲府市のほうで、今、新聞紙面や報道等で持ち上がっていますリニアの周辺の開発について、都市計画のサイドからお伺いをしたいと思います。

まず、今の甲府市と山梨県の課題というか、問題点ですけれども、リニア周辺の土地開発について、甲府市は平成30年4月にリニア駅の近接地域の開発、土地区画整理事業を行うということで、KSプロジェクトというものを立ち上げました。このことについて先日、都市計画課のほうから県が出したマスタープラン素案の中では、駅周辺の市街化区域への編入については、明確なものなかったということで、今回このような問題、課題になっていると認識をしています。

まず、この甲府市が計画しているKSプロジェクトについて、リニア駅周辺の市街化区域への編入に関する可否、また山梨県の見解等についてお伺いをしたいと思います。

若尾都市計画課長 甲府市のプロジェクトですけれども、これはリニアによる人口増を根拠に保留人口というものを設定し、土地区画整理事業を実施して、市街化区域の拡大を行うという計画であります。

しかしながら、保留人口は、市街地の土地利用の状況や、将来人口推計などを分析して算出しているものであります。今の人口減少が進展する中で、甲府都市計画区域の市街化区域の人口も大きくマイナスとなっており、保留人口の設定はできないという状況であります。

市のプロジェクトは、保留人口の設定を前提としているものでありますが、根拠が不明であり、保留人口の設定が現実にはできないことから、市のプロジェクトによる市街化区域の拡大というのは困難な状況であります。

向山副委員長 困難だということで御答弁をいただきましたが、これまで知事の会見等で、また自分も個人的に県の見解等を承知しているところでもありますけれども、改めて議会の場で、幾つか経緯を追って確認をさせていただきたいと思います。

私も甲府の市議会議員として、また地元が近くということで、このリニアの開発については、市議会議員当時から携わってまいりました。今回のこのKSプロジェクトの大もとをたゞしますと、平成29年12月にリニア周辺の3町、大津町、西下条町、高室町、この3町が合同で山梨県知事、甲府市長、JR東海にリニア周辺の開発に関する要望書を提出したところがスタートになっています。

この要望書の中では、この周辺地域を住居系用途での市街化区域の編入を要望しています。まず、この要望書については、どのように県としてこれまで取り扱ってきたのか。また今回のマスタープランの素案について、どのように反映をされたのか。そこについてお伺いしたいと思います。

若尾都市計画課長 いただいた要望書では、今の都市計画の見直しや駅周辺の道路整備について要望いただいております。さまざまな要望があり、要望については庁内で情報共有をするとともに、これまでリニア部局を中心に地元と協議を重ねております。

山梨県都市計画マスタープランにつきましては、県全体の都市計画の今後の方針を示すものでありまして、その中でリニア駅周辺につきましては、広域交流拠点に位置づけて、その土地利用の方針を示しているところであります。

向山副委員長 この要望書は、全体的なものでありまして、その一部分にこの市街化区域への編入というものがありました。この要望をもって、甲府市は周辺の90ヘクタールを対象としまして、一部大津町が外れたんですけども、このKSプロジェクトを発表した経緯があります。

その中で、甲府市も先日の市議会の答弁の中で、平成30年11月に山梨県に対し、都市計画法に基づき、リニア駅徒歩圏に一般保留フレームの設定を要望する申出書の提出を行ったところでありまして。この申出書の提出によって、この一般保留フレーム、いわゆる人口がふえるところの土地区画整理事業を行うことの根拠を甲府市としてはつくりたいということで、申し出を行ったと承知をしていますけども、この申し出について、山梨県として取り扱いをどのように行っているのか、お伺いしたいと思います。

若尾都市計画課長 市のプロジェクトが公表された後になりますが、協議をする中で、市には保留人口の設定を前提とした市街化区域の拡大というのは、人口減少が進む中、難しいということを繰り返し伝えております。

こういった協議をしている状況でありながら、市のほうからは保留人口の設定についての申し入れがあったというものであります。

また、市から示された根拠も不明であったため、この申し出については、市との合意の上、保留の扱いとしております。

向山副委員長 今御答弁がありましたけども、そうすると、その申し出を行ったけども、それを県としては正式に受理をして検討している段階ではなくて、保留をしているというような段階だと認識をさせていただきました。そこが、まず県と市、特に市のほうで執行部側が議会に説明している部分と少しそごが生じているかなというように承知をいたしました。

また、これは議会答弁の中にあるのですが、「高室町の皆様に土地区画整理事業の取り組みに御協力いただいているにもかかわらず、これまでの県の対応が二転三転したことにより、今後の事業の展開に大変御心配をおかけしています」ということで、県の対応が変わったから、市の住民の皆さんに影響が出ている、と。いわば県のせいでこの事業がうまくいっていないというような答弁をされていますが、県が二転三転しているというこの主張に対しては、山梨県として

はどのようにお考えでしょうか。

若尾都市計画課長 リニア駅周辺の都市計画につきましては、今のところ土地利用の方針であるとか整備計画が明らかになっておりませんので、明らかになった段階で産業系の用途による市街化区域の拡大であるとか、あと地区計画制度の活用などについて検討することとしておりまして、市街化区域の拡大そのものについては、否定をしております。

一方で、市のプロジェクトにつきましては、将来的に市街化区域に收容することができない、先ほど言いましたように保留人口になりますが、保留人口の設定を前提にしている計画でありまして、これにつきましては困難だということを説明しております。市にはこれまで、これらのことを一貫して伝えており、対応は一貫していると、そのように考えております。

向山副委員長 ここはちょっと明確に確認をしたいんですけども、市の答弁の中では、4月10日に県が市で行った協議の中では、市街化区域編入の可能性を検討する、と県のほうから明言があったけども、7月17日に県のほうから高室町の住民の皆様に行った説明、これは自分も同席をさせていただきましたが、この中では市街化の拡大は困難であると説明があったというように、市は説明をしています。

この7月10日と7月17日の違いを含めて二転三転というように言っていますが、ここについては、県は一貫して変わってないということを、改めて確認をしたいのですけども、いかがでしょうか。

若尾都市計画課長 7月10日の話につきましては、県のほうではリニア駅周辺の都市計画について、産業系の用途による市街化区域の拡大については否定しないと、市のほうには説明しております。それが7月10日です。

7月の、その後日については、これまでの県から市に伝えていた内容そのままでありまして、保留人口の設定ができないので、住居系による市街化区域の拡大は困難であるということを、これまで説明した内容を伝えているというだけでございます。

向山副委員長 そうなると、県とすれば首尾一貫しているというお考えだと承知をしました。その上で、市のほうで事例として昭和町のイオンモール周辺、常永地区で平成19年に行った約63ヘクタールの土地区画整理事業をよく引き合いに出している。あの当時、昭和町でできたものが、なぜ新しいものできないのかということで引き合いに出されることもあります。これは答弁の中にも含まれているところがありまして、その説明を行っているのですけども、この昭和町の部分と今回の部分で、一般の方にもわかりやすいように、どこが違ってできないのかということをお説明いただきたいと思っております。

若尾都市計画課長 昭和町の常永地区は、平成20年3月に土地区画整理事業の事業認可と同時に、市街化区域の編入をする都市計画決定を行っております。当時は、人口増加を根拠とした保留人口が設定されておりましたので、このようなことができたということでもあります。

しかし、人口が減少する中、平成23年に策定した現行のマスタープランから、保留人口が設定されておらず、これ以後、人口フレーム方式といいますが、これによる市街化区域の拡大は困難となっております。

向山副委員長 人口フレーム方式の計算方式というか、定め方が変わったというような認識で捉えさせていただきました。その上で、なかなかそこは一般の方も、昭和町にできて、なぜ甲府市でできないんだというような考え方もあると思いますので、県としてもそこは丁寧にぜひ説明をしていただきたいと思います。

もう一つ、これも市議会の藤原市議のほうで質問があったんですけども、当時の後藤県政、樋口市政という首長同士の間関係に依存した判断の中で市街化区域の拡大ができるんじゃないか、そのような考えもあるんじゃないですかというような質問も出ました。

このように、この都市計画制度に関しても、法的に基づいてやっているにもかかわらず、政治的な判断もあるんじゃないかと、一般県民の方からすれば、そのように見られる部分も幾つかあるのかなと思います。例えば、今回の報道を見た一部の県民の方は、長崎県政、また樋口市政の中で、長崎知事が甲府市に対して政治的な意図を持って今回の決定を下しているんじゃないかというような考えを持つ方も、中にはいらっしゃいます。

そうした政治的な意図と、今回の都市計画の決定については関係があるのかということ、明確にここで確認をさせていただきたいと思います。

若尾都市計画課長 現在改定中の都市計画マスタープランにおいては、リニア駅周辺は、先ほども言いましたが、広域交流拠点に位置づけております。しかし、現状では市街化調整区域内であることを考慮して、土地利用の方針や整備計画が明らかになった段階で、適切に対応していくということにしておりまして、基本的な考え方に変更はありません。

向山副委員長 少しわかりやすく課長にお答えいただければと思うんですけど、その政治的な意図が入って変更になったということはないということでしょうか。

若尾都市計画課長 はい、そのとおりであります。

向山副委員長 県政が、知事がかわれば、もちろんリニアビジョンも新しくできたものですし、リニア自体の考え方も大きく変わっているところがあります。駅位置もそうだったんですけども、そうしたところでの政治的な政策判断はあると思いますが、この都市計画については、先ほど課長からの御答弁がありましたとおり、数字的なもので積み上げていくものであるということ、県の立場からそれは市にもしっかりお伝えをしていただいていると思いますけども、重ねてそれとともに、その中で一般県民の方にもわかりやすくお伝えいただくことも必要ではないかと、今聞いていて感じたところです。

この間、甲府市のほうで、この市街化調整区域の開発についても話がありましたが、これも市議会の答弁の中で「市街化調整区域のままでの組合施行の土地区画整理事業は、市の補助対象とならない、できない」というような答弁があったんですけども、この調整区域で行う土地区画整理事業については、県の

都市計画としてはどのように捉えていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

若尾都市計画課長 市街化調整区域でありましても、市町村が地区計画を策定することによりまして、土地区画整理事業の実施は可能であると、そのように考えております。

向山副委員長 そこが市は「できない」と言って、県は「できる」と言うところがあるので、市の独自の条例もあったりするので、そこについてはそれぞれの各市町村の考え方もあるかと思うんですけども、これもぜひ県と市で見解をすり合わせていただきながら、県民の方々にもわかりやすいような形にしていきたいと思っております。

そうした中で、この問題をどのようにして着地を図っていくかというところだと思いますが、甲府市が主張する中で、一般保留フレームが設定されなければ、10年間にわたって市街化区域への編入は困難だという見解を示していますけども、実際に1回このマスタープランが定まってしまえば、今は県のマスタープランですけども、甲府地区のマスタープランが定まった段階で、本当に10年間、市街化区域への編入が不可能になってしまうのか。そこについての見解をお伺いします。

若尾都市計画課長 マスタープランにつきましては、今言われたように、おおむね10年後の姿を示すものですが、社会情勢の大きな変化などといったことがありましたら、計画の見直しは適時適切に行うことができることになっておりますので、何らかの対応が必要だということであれば、改定は可能であります。

向山副委員長 計画の見直しが、必ずしも10年間できないというわけではないということだと思いますので、今後の土地利用のあり方を含めて、甲府市は今、住居系の土地区画整理事業にこだわってKSプロジェクトを行っていますが、産業系の誘致も含めて、その調整区域への企業誘致も含めた、そうした土地利用が可能であるのかどうか。そこが解決に向けた一つの糸口ではないかと思うんですけども、その見解をお伺いしたいと思います。

若尾都市計画課長 リニア駅周辺につきましては、先ほどの繰り返しになりますが、まだ土地利用の方針や整備計画が定まっておられませんので、そこら辺が明らかになった段階で、産業系の用途による市街化区域の拡大というものを検討することとしております。ですので、市街化区域の拡大そのものについては、県のほうでは否定しておりません。

向山副委員長 最後に、自分の意見も含めて質問させていただきたいんですけども、一般県民の方からすれば今、県と市が同じ方向を向いているとはいえないような状況に映っていると思います。これはまちづくりの上で、大変大きな障害になっていると言わざるを得ない状況なので、県が今考えている考え方、また市の住居系の市街化区域の編入、この考え方をどこかですり合わせをしながら、ときに市長、知事、トップ同士がその意見や考え方を県民にしっかりと示す必要があるのではないかと考えています。

そうしたことがなければ、企業誘致にしろ、また住民の皆さんがまちづくり

に協力をするにしても、特に地元住民の皆さんは行政のやることだから、力をかしてきた部分があるのですが、そこについての信頼感、信用がなくなると、住民の協力も得られなくなってしまうような状態が大いにあると思います。

ぜひ県と市で足並みをそろえて、県民の皆さんに早期に情報発信、また意向を示していただくことをお願いしたいと思いますけども、最後に御答弁いただければと思います。

若尾都市計画課長 先ほどの答弁の繰り返しにもなるのですが、県のほうでも産業系の用途による市街化区域の拡大は否定しておりません。また、市街化調整区域であっても、地区計画を活用した土地区画整理事業というものも可能だと考えております。

今後も、地元が求めるまちづくりに対して、さまざまな都市計画制度について市と協議して、技術的な助言を行うなどして協力していきたいと、そのように考えております。

桜本委員

では関連で、先般、県議会のリニア議員連盟研究委員会と甲府市議会のリニア公共交通調査研究会とで合同の意見交換をさせていただきました。その中で、お互いに県議会あるいは甲府市議会という立場の中で、それぞれ相違点等も出てきているのが、今の向山副委員長と執行部とのやりとりだと思います。

折しも、このリニアの問題は今、静岡県で遅延しているような状態の中で、リニアの開発としては少し余裕が持たれているわけですが、特に都市計画のマスタープランについては、もう期限が決まっているものがございます。

それぞれの立場はあるかとは思いますが、甲府市の市民であっても、山梨の県民であります。一方は中核市という立場で変わってきているわけですが、やはり県の中の甲府市という立場を尊重しなければならない。

言われているとおり、樋口市政は長らく続いてきている。そして、御指摘のとおり県は横内知事、そして後藤知事という形で、長崎知事がしかるべき長期的な視野の見地に立ちながら今、問題解決を図っているところです。リニアの開通については余裕を持たわけていますが、都市計画の中においては待たないという状況で、やはりトップ同士がきちっと整合性を持ちながら判断し、協議する中で、その前に事務局同士がきちっと信頼を築く。

今、話を聞くと、甲府市のほうは保留人口を主にしていると。しかし、県としては定住人口も考えなければならない。あるいは経済的な視野に立ったものでなければ困るということで、それぞれにやっぱり立場、問題点もわかっているわけですので、あとは県と甲府市とでしっかりすり合わせをして、そして県の立場というものを明確にしていく。

また、それによっては周辺の昭和町あるいは中央市、笛吹市、南アルプス市という、そういった関連性を持っている周辺地域も、この決定については注目をしておりますので、しかるべき時期を見ながら、双方で連絡調整を図っていただきたいと思います。それがこの間の県議会と甲府市議会との打ち合わせと、最終的な決定事項になりましたので、そういったことも含めて、速やかに動いていただければと思います。

部長、御答弁をお願いします。

大儀県土整備部長 リニア開業、リニア駅をいかに地域の活性化につなげていくかということについては、これは県も市も同じ思いだと思います。今回の件については、都市計画という制度の中でどのように捉えているかというところで、県と市で見解の相違があったということだと思いますが、ただ、県としてはずっと論旨一貫して同じ立場で市のほうにお話をさせていただいているということでございます。

今後もさまざまな都市計画の制度の活用について、市のほうに技術的な助言をさせていただくなど、また県と市が一緒の方向に向かって進めていけるように取り組んでいければと考えてございます。

主な質疑等 森林環境部関係

※第78号 公害紛争処理法第18条第1項の期間を定める条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第83号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(林業の担い手育成機関整備事業費について)

清水委員 森11ページの林業の担い手育成の件でお尋ねしたいのですが、農業大学校にそういう学科を新設するというので、これはすごくいい話だと思います。そのときに教授陣をどうするかということですが、先ほどのお話だと、森林総合研究所とタイアップして云々ということですが、そうすると森林総合研究所の機能がそがれるということで、その辺はどのようにやっつけようとしているのですか。

金丸林業振興課長 林業の担い手育成機関ですけれども、新学科につきましては、一般教養課程におきまして共通のカリキュラムを活用できるということで、農業大学校に設置いたします。

また、専門教育につきましては、実習フィールドや研修設備を備えているということで、県の森林総合研究所の施設を一部改修して行います。

そのため、一般教養については、農業大学校で今やっている一般教養の授業を活用するというのと、専門教育は、研究所で今やっている研修等のノウハウも活用しながら、研究員も含めた職員による授業を想定しております。

清水委員 私は、林業が物すごく変わらないとだめだと思っているんですよね。いわゆるIT化をどのように導入するかとか、そういう意味で考えると、今ある教科の中に編入するか、そういうレベルだと、これからの林業は立ち行かなくなると思います。林業という同じ名前を使うんだけど、中身がまるきり変わるといって、そういった物すごく生産性の高い林業を目指さないと、山梨の林業は本当にじり貧になると思うんです。だから、当然そこを目指すものだと私は思っているのですが、そういった方向性はどのようにお考えですか。

金丸林業振興課長 今回は農業大学校の中に新たに森林の学科を設置することでして、林業の成長産業化に向けまして、その生産性の向上を図るため、高性能林業機

械やICTを活用できる人材を育成したいと考えております。

育成においては、林業の知識や技術とともに、資格などを取得させながら、2年間教育をして、林業の現場に送り出すことを想定しております。

清水委員

山梨県は森林の面積率が約78%ということを見ると、その林業をどのように生産性の高いものにするかというのは、山梨にとってはすごく大きなテーマだと思うんですね。ですから、この農業大学校と森林総合研究所のタイアップの中に、本当に日本のトップランナーになるような林業教育をぜひ構築していただきたいと思っております。答弁は要らないですけども、ぜひお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

佐野委員

第6款森林水産業費、第4項林業費、森の10、カラマツ種苗材木育種費についてお聞きしたいと思います。

一昔前までは、このカラマツ材というのは、強度はあるけれども、節が多くて、やにの脂の多い木と聞いておりますし、扱いにくい木材ということでしたけれども、この材のやにしん出防止等乾燥方法の確立から、近年では需要が高く、公共建築物を中心に急激に伸展しているとお聞きしております。

また、山梨県は、この県産材カラマツの利用促進のための企業誘致として、設備整備に対する助成も平成29年2月補正で経費を計上されていることも承知しております。

しかし、この需要の高まりに必要なカラマツを安定的に育てるためには、種の確保が必要と言われております。

そこで、質問します。小淵沢採種園の整備を平成28年度から進めてきたということですが、整備の全体計画についてお伺いいたします。また、そのうち今回の補正予算による整備内容をお聞きしたいと思います。

増田森林環境部技監（森林整備課長事務取扱） 小淵沢採種園の整備につきましては、全体計画として面積が1.76ヘクタール、植栽する母樹、種を取る木の本数は576本の計画です。今回整備するのは、そのうち面積では0.16ヘクタール、植栽する母樹の本数は50本であります。

佐野委員

この採種園整備ですけれども、なぜこの前倒しをするのかについてお聞かせをいただきたいと思っております。

増田森林環境部技監（森林整備課長事務取扱） カラマツの母樹を植栽しましてから、実際に種子が取れるようになるまで大体7年程度かかります。そういうことで、種子の需要拡大に対応するためには、一年でも早く整備を完了する必要があるということで、今回前倒しをするということにいたしました。

佐野委員

ありがとうございます。今回整備する採種園からどのぐらい種子が採種できるのでしょうか。

そして、将来の種子の需要に対応ができるかどうか、お聞きしたいと思います。

増田 森林環境部技監（森林整備課長事務取扱） 今回整備をいたします小淵沢採種園全体で、令和9年度以降、毎年6.3キログラムの種が採種できるようになる見込みでございます。一方、将来の種子需要ということですが、県では、ことし3月にやまなし森林整備・林業成長産業化推進プランを策定しまして、この中で令和11年度の県内の木材生産量を33万5,000立方メートルまで増加するという目標を立てています。

その木材生産に伴いまして増加する伐採跡地の再生林に必要なカラマツの苗木本数を、年間で47万本と見込んでおりまして、その47万本の苗木の生産に必要な種子を13.8キログラムと試算しております。現在整備を進めている小淵沢採種園の生産量と、既に整備済みの富士山採種園のほうの採種量を合わせると、この将来に必要な種子の量に対応できると考えております。

佐野委員

ありがとうございます。先ほどの質問でも、人材育成、林業の成長産業化を目指すとありましたけれども、この人材育成とともにあるのは、やっぱり売っていくものだと思います。

カラマツの強固で狂いが少ない特性を生かしていく技術は現在、かなり進歩をしていると聞いております。表面部分に耐紫外線のプラスチックを含浸させるという技術があって、外用建具として耐光性を強くしたものも開発されていると聞いています。内外装を含めて、建築材としてさらなる需要が期待されると思っています。

稼ぐ山梨県というコンセプトでのカラマツ、先ほどありました種も、この50年先の材料供給の観点でのさらなる推進を御期待しております。

以上です。

（ユネスコエコパーク推進費）

流石委員

森の8ページをお願いいたします。ユネスコエコパーク推進費1,172万7千円についてお伺いいたします。

ユネスコエコパークというのは、どちらかというと、これまで私はちょっと認識が薄かったのですが、これまでどのような取り組みを行ってきたのか、お聞きしたいと思います。

石原みどり自然課長 これまでの取り組みでございますけれども、エリアというのは山梨、埼玉、長野3県と10市町村になります。エリア内の自治体で構成いたします甲武信ユネスコエコパーク推進協議会におきまして、ニホンジカを広域的に管理するための指針の策定など、まず生態系の保全に向けた取り組みをしてまいりました。

また、普及啓発、ブランド化を推進するための取り組みといたしましては、多言語化対応のホームページの開設や地域における活動事例を紹介いたします講演会の開催、また中央省庁でのイベントの出展などを行うとともに、ロゴマークを製作いたしまして、企業や民間団体等に利用を働きかけてきたところでございます。

さらに、エリア内の道路標識等につきまして、新たに設置する場合に統一的なデザインになるようなガイドラインの策定も現在進めているところでございます。

流石委員 これは甲武信（こぶし）と読んで、甲州・武州・信州だと私は認識していますが、ユネスコエコパークの情報発信拠点を整備すると書いてあるのですが、具体的には何を整備するのか、お聞きしたいのですが。

石原みどり自然課長 事業内容でございますけれども、県立武田の杜サービスセンターを、甲武信ユネスコエコパークの情報発信の中心拠点と位置づけまして、県内外の方々にさまざまな情報を発信してまいります。

 具体的には、この地域の景観であったり、自然環境、伝統芸能を初めといたしまして、地域内で行われています自然保護活動、あるいは地域資源を活用いたしました経済活動などをおさめましたPR動画、またこのエリアが一目でわかるジオラマを整備することによりまして、地域の魅力やさまざまな取り組みなどを発信してまいります。

流石委員 ありがとうございます。一生懸命頑張るといこともわかるのですけれども、各市町村の連携も、私は必要なのかなと思っております。今後、各地域の市町村とどのような取り組みを組んでいくのかお聞きしたいのですが、よろしくお願ひします。

石原みどり自然課長 今後の市町村との取り組みという御質問でございますが、この情報発信事業によりまして、まずは県が先行して中心拠点を整備いたします。これと並行いたしまして、エリア内の市町村に地域の情報発信拠点の整備を働きかけてまいることとしております。

 中心拠点と、市町村が今後整備いたします地域の拠点とが連携することによりまして、エリア全体の情報発信力の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

流石委員 そういうことで、やっぱり効果を狙っていかなければいけないと思いますが、それをしたことで効果があるのでしょうか。

石原みどり自然課長 効果があるかという御質問ですけれども、私どもが狙っている効果について、答弁をさせていただきたいと思ひます。

 この事業の狙いでございますけれども、ユネスコから、世界から認められましたこの地域の魅力を県内外の方々に情報発信することによって、より多くの方にこの地域を訪れてもらうことによって、まず観光振興を図ってまいりたいと考えております。情報発信する中で地域の価値を再認識していただくことによりまして、地域資源を活用した産業振興にもつなげてまいりたいと考えております。

 また、豊かな生態系やそれを守るための取り組み、エリア内でもさまざまな取り組みが行われているわけでございますけれども、こういったことを周知する中で、この地域の恵まれた自然環境であったり、県民等に関心を持っていただきまして、自然保護活動への参画を促してまいりたいと、そのような効果を狙っているところでございます。

流石委員

私、エコパークのことをちょっと調べさせていただいたんですが、全国で10カ所ぐらいあると聞いております。その中で山梨は2つある。私、エコパークという言葉は知っていたんですが、具体的にどれほどのものなのかということは、我々は北麓地域に住んでおりますので、世界遺産を抱えている山梨県・静岡県、そのイメージのほうが、はっきり言って強かったんですね。ですから、このエコパークもやはり、そうした発信能力を高めて、山梨には2つあるんだぞということを、これからどんどん取り組んでいけばいいと思っております。答弁は要りませんが、一生懸命頑張っただけだと思います。よろしく申し上げます。

(森林セラピー基地づくり事業費について)

清水委員

もう一点質問させていただきます。森12ページで、森林セラピー基地づくり事業費です。「金川の森の魅力高め、県内外からの誘客を促進するため、森林セラピー基地としての整備を行う」と、こういう文言があるんですけども、まず森林セラピー基地というのは何を指すのか、質問させていただきます。

小沢県有林課長

森林セラピー基地につきましては、森林の癒やし効果が科学的に証明された森林環境のもと、遊歩道や休憩所などの施設が整備され、効果的な散策などのプログラムを提供できることを、NPO法人森林セラピーソサエティが認定したエリアのことです。

清水委員

そうすると、基地と呼ぶからには、それなりの機能があるということで、今言われたNPO法人の中で全部定められているということでしょうか。本来発揮すべき機能、基地としての機能はどういうものをいうのですか。

小沢県有林課長

森林セラピーの具体的な効果ではありますが、ストレスホルモンの減少ですとか、交感神経活動の低下、血圧・脈拍数の低下、それから緊張が緩和し、活気が増す等の効果が発揮される森林とされております。

清水委員

今のお話だと、事業内容に書いてある生理実験の実施ということに関連すると思うんですけども、今言われたこの生理実験とは、どのようにやるのですか。

小沢県有林課長

生理実験につきましては、金川の森の癒やし効果を科学的に証明するために、被験者に森林の中を散策していただきまして、コルチゾールというストレスホルモンですとか、血圧等の変化を計測評価するものであります。

清水委員

わかりました。

それから、災害などが起こった場合、避難所がありますね。この地域にも小学校か中学校かわかりませんが、避難所がありますが、コロナなどといった感染症があると、従来の避難所の半分しか避難できないということがあつて、私は、この金川の森もそういう機能を当然考えるべきだと思っているのですけれども、その辺はどうですか。

小沢県有林課長 金川の森におきましては、現在、消防防災ヘリコプターの緊急の離発着場がありますとか、ドクターヘリのランデブーポイントとして、森の中にあります治水広場を地域防災に活用しているところでもあります。

金川の森にあります建物ですけれども、管理棟程度の建物でありまして、避難所に適した屋内施設はございません。このため、森林や駐車場の活用の可能性につきましては、今後、避難所等を検討する市とも相談しながら、検討してまいりたいと思います。

清水委員

あの場所は、もともといろいろな水害が起こったというように聞いておりますので、そういう意味での避難所にはならないと思うのですが、それ以外のものについては、十分対応できるのではないかと思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

それから、私は過日、個人的にここに行って、スタッフとしてそこにいた若い男性と若い女性にいろいろお話を伺いました。その人たちと話をさせてもらったところ、すごくいい発想や考え方を持っていて、この人たちの力をもっともっとそのまま発揮してもらえば、新しい金川の森の姿が出てくるのではないかと、このように思っています。ですが、なかなかそういうところに、現実はなっていないということなのですが、その辺はどのようにお考えですか。

小沢県有林課長 金川の森では、植物や動物の専門知識を有した若手スタッフが中心となりまして主催する自然観察会ですとか、小学校が行う森林環境教育の指導などを行っているところです。引き続き、これらのスタッフの能力を生かしまして、金川の森の魅力ある自然を多くの方に楽しんでいただけますように、樹名板の設置ですとか、あるいは目的地へ誘導する案内標識を分岐点に設置するなど、看板類の充実などを図っていきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第84号 令和2年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

やまなしエネルギービジョンの進捗状況等について、執行部の申し出により、説明が行われた。

(県有林の貸し付けについて)

向山副委員長 所管事項で1点お伺いをいたします。

今月11日の山日新聞のほうで報道がありましたけども、山梨県の富士急行に県有林を貸し付けている問題に関しまして、南アルプス市の男性が民事訴訟を起こしている件についてお伺いをしたいと思います。

11日の新聞報道によりますと、県側が賃料の適正価格を改めて算定する上申書を甲府地裁に提出をしたということで、2017年、平成29年に訴訟が提起されて3年たったこの後の、この再鑑定というのは、どういう意図で行われているのか。また、この裁判の結果いかんによっては、県内の多方面に大きな影響があるものだと思いますので、経緯を含めて、まずこの部分について、御説明いただきたいと思います。

小沢県有林課長 平成29年10月に住民訴訟が提起されたところでありまして、今回この住民訴訟の法的な意義を踏まえまして、適正な価格というものを改めて検証するために、不動産鑑定を行っているものであります。

向山副委員長 もう少しわかりやすく御説明いただきたいのですが、これまで3年余り、訴訟で口頭弁論も10回以上行ってきた中で、ここで再鑑定をするというのは、県側のほうから改めて再鑑定を申し上げる、上申書を提出するというその意図を明確に、もう少しわかりやすく御説明いただきたいと思います。

小沢県有林課長 この鑑定につきましては、企業法務に関する豊富な実務経験や、それから高度な法令の運用解釈について高い見識を有します足立弁護士に令和2年6月から、顧問弁護士として重要な政策の立案過程におけるリーガルチェックなどをお願いしているところです。本件訴訟につきましても、足立弁護士と相談する中で、鑑定が必要と判断したところであります。

向山副委員長 今、弁護士の交代ということも御説明いただきましたけども、私の知る限りだと、この裁判に関しましては、県の顧問弁護士が昨年交代をして、1年足らずで今回また弁護士交代ということになっていると思いますけども、この訴訟代理人の変更について、どういう理由、またどういう意図をもって県として行っているのかということをお伺いしたいのと、今の御説明の中でありました議案のチェック等を行う中で、企業法務と運用の中で、この問題を再鑑定というように判断をされたということですが、こういった狙いをもってこの再鑑定を行っているのか、改めてその2点をお伺いします。

小沢県有林課長 まず、顧問弁護士の交代の件でありますけれども、これまでの本訴にかかわる弁護士の体制を強化するため、訴訟代理人として足立弁護士を加えたところです。その後、他の訴訟代理人が辞任したことによるものであります。

鑑定の趣旨につきましては、先ほどお話ししましたように、住民訴訟の法的な意義を踏まえまして、適正な価格を改めて検証するために行っているものであります。

向山副委員長 適正な価格を見出すということで、顧問弁護士の先生とお話をする中で、こ

れまでの鑑定が適正ではないというような判断をされた中で、ということの判断でよろしいのでしょうか。

小沢県有林課長 県としまして、適正な価格というものを改めて検証するために不動産鑑定を行っているところであります。

向山副委員長 もう一度言います。適正な価格を再鑑定するということは、これまで県が主張していた鑑定結果が十分である、これが適正であるというものを再鑑定をするということは、これまでの価格に疑義がある、あるいは見直さなきゃいけないという判断のもとで再鑑定を行っているのでしょうか。

小沢県有林課長 鑑定の結果を踏まえまして、適正な価格について検討をしております。

向山副委員長 何度もになってしまうのですが、簡単に言うと、これまでの県の主張は、自分の知る限りでいくと、賃料については調査に基づいて算定をしており、適切だったという考え方だったと思うのですが、それを再鑑定するということは、これまでの価値に疑義がある、何かがあったから再鑑定をする、と。県のほうから持ち出すということは、そういうことだと思うのですが、そこら辺を県民にわかりやすく説明するには、どういう意図をもって今回再鑑定をされているのか、もう一度お伺いします。

小沢県有林課長 足立弁護士と相談する中で、鑑定が必要と判断したところでございます。

乙黒委員長 委員各位に申し上げます。質疑の途中ではありますが、暫時休憩とさせていただきます。

(休憩)

乙黒委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
林務長のほうから答弁をよろしくお願いいたします。

金子林務長 本訴訟につきましては、90年以上に及ぶその県有林、県有財産の貸し付けの経緯の中で、これまでの賃料にかかわる不動産評価の適正性、こういったものを明らかにして、住民訴訟という意義も踏まえまして、県として説明責任をきちっと果たしていくということが必要といたしたところで、鑑定を行っているところでございます。

その結果、裁判において、訴訟追行の過程において、地方自治法でいう適正な対価、これがどういうものであるのかという真実を明らかにしていくということで進めていきたいと考えてございます。

向山副委員長 担当部局の皆さんの中でお答えをいただくところで、いろいろな判断の中で行われている部分があると思いますので、今の御答弁をいただきまして、承知をさせていただきました。

その上で、今回の訴訟も含めて明らかな方針転換、あるいは県としての考え

方の変更があった場合には、県民の皆様にお示しをする必要があると思いますし、必要であれば県議会の委員会、また各議員のほうにお示しをいただくことも必要かと思っています。

この問題に関しましては、御案内のとおり、賃料が安過ぎるということで、知事が衆議院議員時代に公約として掲げていた部分もある中で、自民党として去年の知事選を含めて乗り越えて一本化してきた中で、大変重要な、また関心度の高い部分でもあると思います。記事としては報道の中では大変限られた部分でしたけども、それについて多くの県民の方が関心を寄せているのは事実でありますので、ぜひ県としてその部分も大きく受けとめていただいて、一つ一つの考え方、また判断等についてぜひ丁寧に県民の皆さんに御説明をいただくようお願いをしたいと思います。

その件で一言御見解をいただいて、終わりにさせていただきます。

金子林務長 いろいろ各方面の関心が非常に高い事項であると承知しております。県として、きちっとその説明責任を果たしていきたいと考えております。

(山梨市内小田野山の災害復旧について)

古屋委員 大変重たい案件の後でございますけど、地元の関係について少しお聞きしたいと思っております。

御案内のとおり、ことしも日照時間が少なく、降水量が大変多い中で、7月25日から26日にかけて、地元の山梨市の北部に位置する小田野山という山が崩壊いたしました。

ここにいる県議の皆さんたちに、これはどの辺かというのを、ちょっと簡単に申し上げますと、西関東道路を甲府から向かいまして、八幡ランプというところでございまして、それから少し林道といいますか、農道に入りまして、野背坂という市道に入っていくのですが、それを3キロぐらい乗り越えた真ん前にある882メートルぐらいの山であります。この小田野山というのは、甲斐国志によりますと、小田野城がありまして、平安時代末期から鎌倉時代にかけて活躍した甲斐源氏、安田義定の要害とされておりまして、1465年(寛正6年)に甲斐守護代の跡部景家が守護職武田信昌と戦って、小田野城に行って自刃したという、そのような記録のある文化的な歴史を持った山が、この雨によって8合目ぐらいからかなり下まで大崩落をいたしました。

そういった中で、地元の林務環境事務所の所長を初め、素早く対応していただいているのですが、その後、私も現地に行きましたけど、県として、全体的な状況を今どのように把握しているのか、まずお聞きしたいと思っております。

倉本治山林道課長 まず、その崩壊の規模、また被害状況についてでございますけれども、発生した崩壊が、幅が約20メートル、長さが約250メートル、面積にしますと約0.5ヘクタールという、非常に大規模でございまして、森林を発生源としまして、下方の農地にまで転石を含んだ土砂が流出したものでございます。幸い、人家や県道に被害は及んでいないという状況でございます。

古屋委員 わかりました。今御報告がありましたように、相当の被害状況でございます。

その崩落した付近、下のほうの地域は、山自体の標高が大体880メートルぐらいですが、巨峰の産地でございます。巨峰の丘といわれる地域に隣接しているのですが、周り中が山梨県の果樹、その中でも巨峰を栽培しているということで、今はもうおおむね終盤期に入っていますが、農地と森林がまたがる地域でございます。

来年度も含め、大変心配しておりますけど、復旧に向けたスケジュールはどのように今考えているのか、伺います。

倉本治山林道課長 スケジュールでございますけれども、この件につきまして、山梨市と協議をしているところでございますが、農地部分は耕作放棄地となっております、市において森林の転用手続を行うということになりました。農地転用、それから、その後の保安林指定の手続等、そして測量設計等を順次進めてまいりまして、来年度から被災地全体を一体として治山事業で復旧できればと考えているところでございます。

古屋委員 ありがとうございます。治山事業として来年以降やるということですが、雨あるいは大雪でも降ると二次災害の可能性が非常に高いわけでありまして、当面の措置としてどのようにしていくのか。その辺についてもお伺いしたいと思います。

倉本治山林道課長 当面の対策ということでございますけれども、崩壊地の面積が非常に大きいため、恐らく完成には3年程度かかると見込んでおりますが、当面は市によりまして、流木の撤去、それから再度の流出を防ぐための大型土のうの設置など、そういった応急対策を実施することとしております。9月16日に契約となりまして、現在施工中ということでございます。

古屋委員 ぜひ、これからも市と連携をとっていただきながら、隣接する住民の皆さんが安心して生活、仕事ができるような対応を引き続きとっていただきたいと思います。

(リニア中央新幹線の工事残土について)

清水委員 過日8月7日の山日新聞に、JR東海がやっているリニア中央新幹線の工事残土から、基準値超えのヒ素が出たという記事がございまして、特に峡南地域の住民の方を中心に大変な不安を持っているところでございます。その関係で、ちょっと関連の質問をさせていただきます。

この記事によりますと、昨年4月からことし3月まで早川町のトンネル掘削工事で生じた残土から、最大で基準の19倍となるヒ素が検出されたと、こういう報道でありますけれども、大変住民の方も心配されていると思います。

この検出されたヒ素ですけども、残土として今処理されていると思いますが、これまでに、どこにどのくらい残土として処理、堆積されているのかということをお尋ねいたします。

渡辺大気水質保全課長 リニアのトンネル工事の残土の関係でございますが、JR東海は、ヒ素などの有害物質が土壤汚染対策法で定める基準値を超える残土ですとか、通

常の残土より強い酸性を示す残土につきましては、区分土と呼びまして、通常の残土とは別に仮置きをさせていただきます。

この区分土と呼んでいる汚染残土につきましては、早川町内の3カ所に仮置きされておりまして、仮置き量ですが、JR東海からの報告を県で集計しておりますが、ことし8月末時点で雨畑地区の仮置き場が約8,000立方メートル、あと、塩島南地区の仮置き場と、その仮置き場にすぐ隣接して塩島下流地区の仮置き場があるのですが、その2つを合わせて4万5,000立方メートルとなっております、合わせますと全部で仮置き量は5万3,000立方メートルとなっております。

清水委員

約5万立方メートルというのは、ちょっとイメージとしてどのくらいかわからないのですけれども、かなりの量だと思います。

それで、最終的にはこの汚染残土をそのまま置いておくわけではなくて、何らかの処分をするということになるかと思うのですけれども、この処分の仕方というのは、どういう処分をするのですか。

渡辺大気水質保全課長 処分方法については、まだJR東海からは聞いておりませんが、一般的には3つの方法がありまして、1つ目は、まず無害化処理をする方法で、汚染残土に高温を加えたり、薬剤をまぜたりして無害化します。処理後は土壌として利用されることとなります。

2つ目は、埋め立て処分する方法がございます。汚染残土ですとか汚染残土からしみ出る汚水が外に漏れ出さないように遮水シートで囲むなどをして、埋め立て処分する方法です。埋め立てが終われば、埋め立て場所の上部の土地が利用できるような形になります。

最後が、汚染残土をそのままセメントの焼成の原材料、セメント製造の原材料として使う方法がございます。

清水委員

3つの処分方法があるという御説明だったのですが、今回の約5万立方メートルは、その3つの処分方法で、どういう処分方法でやるのかということと、いつまでにこれは処分されるのですか。

渡辺大気水質保全課長 どのような処分方法で、いつまでにという御質問でございます。JR東海のほうから、その後の処分方法ですとか処分先、時期につきまして、現在までのところ具体的な見通しというのは示されてございません。このため、県といたしましては、リニア中央新幹線で環境アセスメントをやっておりますが、そのアセスメントに係る指導の中で、JR東海に対しては、仮置き場の残土はできる限り早く撤去してくださいということと、撤去して適正処理してくださいということと、また、処分の計画ですとか見通しが明らかになった時点で、速やかに示してくださいということをお願いしております。

JR東海は、処分先の関係者等との調整が整った箇所から、資料を取りまとめてホームページに掲載するとしておりますので、県としても引き続き早期撤去と処分の見通しの速やかな公表について求めていきたいと考えております。

清水委員

わかりました。それで、そのときの記事によりますと、その残土の仮置き場

の地下水を検査したところ、基準値を3.5倍も超えるフッ素が確認されたと書いてあるんですね。これは、残土との関連はないのでしょうか。

渡辺大気水質保全課長 地下水のフッ素の御質問でございます。地下水のフッ素が基準値を超えています。そのフッ素が基準値を超えた仮置き場においては、これまで持ってきている残土について、フッ素の基準値を超える残土は運び込まれておりません。

一方、JR東海が行った調査で、雨畑地区の仮置き場になるのですが、その仮置き場の近くを流れる雨畑川の河川水から、基準値以下ですけれども、フッ素が検出されておりました。周辺の河川水にも通常の状態でもフッ素が含まれているということがわかりました。また、その仮置き場の約2キロ上流の温泉水には、基準値の5倍のフッ素が含まれております。

これらのことから、JR東海の見解といたしましては、その地下水から検出されたフッ素というのは、汚染残土によるものではなくて、自然等に由来する影響という見解を出しております。県としてもそういったJR東海の見解に不自然な点はなく、やはり地下水のフッ素は、周辺の地盤にもともと含まれている成分である可能性が高いと考えています。

また、JR東海では、地下水から基準を超えるフッ素が出ている雨畑地区の井戸で、毎月1回、フッ素を測定して県に報告してきておりますので、その結果について、引き続き県としても注視していきたいと考えております。

清水委員 ありがとうございます。

また新聞では、富士川町の旧利根川の水質を検査したところ、水素イオン濃度がやっぱり基準値を上回っている。しかし、工事関係者は、工事排水に濁りを取る処理をして川に流す、だから大丈夫だと、こう言っているらしいですよ。どのような処理をするのですか。

渡辺大気水質保全課長 高架橋で大きな基礎工事をするわけですが、そうしますと、地下水が湧き出てくる可能性がございます。その地下水は土砂を巻き込んでいますので濁っているということで、薬剤でその水の中の土砂を分離させて、水質汚濁防止法に基づく排水基準をクリアするようにして排水すると、そのような計画になっていると聞いております。

清水委員 今回の処理でやるということですけど、これは、いつやるのか。もうやっているのですか。

渡辺大気水質保全課長 高架橋の基礎工事は、ことし9月から行っているという報告をもらっていますが、状況を確認したところ、報告の中で、まだ地下水は湧き出てはいないということで、排水はまだしていないような状況です。

工事をまだ進めておりますので、今後、排水が出てくれば、そういった処理をして、JR東海では、先ほど委員がおっしゃった旧利根川の放水地点の下流の水を取って、濁りや有害物質の検査をすることとして、県に報告すると言っておりますので、そういったことをきちんとチェックしていきたいと考えております。

清水委員 こうした汚染物質というのは、きょうあすの問題じゃなくて、後世の若い世代、次の世代に非常に影響を及ぼすことですので、しっかりと注視しながら県としてもやっていただきたいと、このようにお願いいたします。

(太陽光発電施設の設置に関する規制等について)

それともう一点、別件でいいですか。

これも、9月18日の山日に出た、太陽光33施設、災害警戒区域に立地と、こういう問題で、これに私の周りの人も大変興味を示しております。一体33カ所とはどこなのですかと、こういう質問を私も受けたのですが、まず、この土砂災害警戒区域33カ所立地ということについて、どのような地域にどのぐらい設置されているのかということをお答えいただきたいと思います。

保坂森林環境部次長 33カ所について御説明いたします。

まず、このデータでございますが、今検討を進めております太陽光発電施設に関する有識者による検討会議において提供を求められたものでございます。33カ所でございますが、林務環境事務所の管内単位で御説明いたしますと、中北地域が14、峡東地域が8、峡南が1、富士・東部が10カ所でございます。

清水委員 わかりました。それで、ここで言っている土砂災害警戒区域とは、一体どういう区域を指すのですか。

保坂森林環境部次長 土砂災害警戒区域でございますが、これは土砂災害防止法に基づきまして、住民の生命、身体を守るための土石流とかあるいは、がけ崩れが発生した際に、土砂が到達して被害が生ずるおそれがある、そういった地域でございます。ただ、この地域に指定されましても、特に何か規制があるというわけではなくて、市町村が地域防災計画に位置づけて、住民の避難体制の整備を図るとか、あるいは土砂災害ハザードマップを作成して住民に周知するというような必要が生じる区域でございます。

ただ、この区域のうち、特にリスクが高い区域につきましては、特別警戒区域という指定がございまして、この区域に指定されますと、宅地の分譲とか病院等の施設の建設のための開発行為は規制される、許可制になるということでございます。

清水委員 わかりました。先ほどの33カ所は、この特別警戒区域というところではないということですか。

保坂森林環境部次長 特別警戒区域でない普通の区域のところ、特別警戒区域が7カ所ございます。

清水委員 わかりました。太陽光発電施設の設置について、法律上の規制は、今どのようになっているのですか。

保坂森林環境部次長 土砂災害特別警戒区域でございますけれども、今申し上げたとおり、法の目的が住民の生命、身体を守るために避難体制、警戒体制の整備ということですので、太陽光発電施設のような工作物につきましては特に規制はないのですが、こういった区域は森林である場合も多くて、区域が森林であるような場合には、森林法の規定によりまして、一定規模以上ですと開発行為が制限される許可制になったり、あるいは非常に大規模な開発ということになりますと、環境アセスメントの対象になるものでございます。

清水委員 今のお話で、県のガイドラインとの関連性ですけども、ガイドラインの中では、この土砂災害警戒区域の設置については、どのような指導を行っているのですか。

保坂森林環境部次長 ガイドラインにつきましては、法令上の規制がない箇所においても、適正に太陽光発電施設が導入されるように、事業者による自主的な取り組みを促すことを目的としております。

この中で、土砂災害警戒区域につきましては、立地を避けるべきエリアというように指定しておりまして、事前相談とか、あるいは事業概要書の提出、こういった機会を捉えて、事業者に対しましては繰り返し、立地を避けるように指導を行っているところでございます。

清水委員 いろいろな規制やガイドラインなどがあっても、最終的に抜本的な対策にはなっていないということで、先般も知事が条例化というお話をされていたのですが、早急に条例として制定することが必要だと思いますけども、この辺はどのような形で進めようとしているのでしょうか。

保坂森林環境部次長 ガイドライン制定から5年が経過するというところで、より実効力のある効果的な事業者指導のあり方が必要だと認識しておりまして、今年度有識者による検討会議を立ち上げまして、今議論を進めているところでございます。

この中におきましても、条例化による規制というのも一つの有力な選択肢であると考えております。今後、検討会議の中で、さらに議論を進めてまいりたいと考えています。

(マイクロプラスチック対策について)

佐野委員 本年2月28日の県議会一般質問で、山梨県の主要河川でのマイクロプラスチック対策について質問させていただきました。部長の御答弁も、今後調査地点の設定や実施時期など、具体的な基準を含め、専門家の意見を聞きながら継続した調査の必要性について検討したいといただきました。

そこで、質問します。今年度、この継続調査の予定はあるのでしょうか。もしあるのであれば、その調査の趣旨についてお示しいただきたいと思っております。

保坂森林環境部次長 マイクロプラスチック調査についての御質問にお答えいたします。

昨年度、プラスチックごみ等発生抑制計画を作成した折に、昨年10月になりますが、県内5河川、8カ所を対象に、県では初めての調査を実施したところでございます。

その際に課題となりましたのが、このプラスチックごみ問題というのは新しい課題ですので、調査手法について全国的に統一的なものがなく、専門家の意見も聞きながら、ある意味、手探りでやったような状態です。今後その調査手法を含めて、どのように調査を進めていくかということを検討していたところ、今年度、都内に本部のある民間団体が日本財団から助成を受けまして、全国の河川のマイクロプラスチック調査を行うということで、参加する自治体を公募しておりましたところ、山梨県も応募しまして、先般採択が決定したところでございます。

実は、本日と明日の2日間、全国20自治体が参加しているのですが、本県でも調査を実施しているところでございます。

佐野委員 では、その調査概要がわかれば、お示しをいただきたいと思えます。

保坂森林環境部次長 調査機器につきましては、この団体から無償貸与をされまして、県の職員が現地で調査を行っております。昨年は全県的に調査を行ったのですが、本年度は、都市部を中心に富士川水系5河川でやることにしております。マイクロプラスチックの流出量、それから流出品目などを調査することとしております。ちなみに、この調査には、県内の環境活動団体にも参加していただいております。ごみ問題についての普及啓発もあわせて行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐野委員 ありがとうございました。調査実施を含むこのマイクロプラスチック対策については、いわゆる河川上流県として取り組むというように今言われておりますけれども、これは本当に素晴らしいことだと思っております。私もローカルマニフェストで掲げさせていただいた項目ですので、うれしさはひとしおであります。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

その他 ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
・閉会中の継続審査案件に関する調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を11月11日に実施することとし、詳細については後日通知することとされた。

以 上

土木森林環境委員長 乙黒 泰樹